

太平洋クロマグロを取り扱う 養殖業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが水産流通適正化法※の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレス)を取り扱う養殖業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 取引時における、養殖業者名等の情報伝達

名称、養殖ものである旨、養殖業者名、産地名（養殖場の地名）、出荷日（タグ等により伝達する場合には当該タグ等）について、販売先等へ伝達する必要があります。

30kg以上の種苗を使用する場合には、種苗を採捕した漁業者から、漁船名等、種苗の重量、池入れ日について伝達を受ける必要があります。

② 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。



STOP！違法クロマグロ！

詳細は裏面

水産庁

① 取引時における、養殖業者名等の情報伝達

太平洋クロマグロ（30kg以上）を養殖した養殖業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について販売先等に伝達※1する必要があります。

また、30kg以上の種苗を使用する場合には、当該種苗を採捕した漁船名等、陸揚げ日及び重量について、漁業者から伝達を受ける必要があります。

ア. 伝票類により伝達する場合

- ☐ 名称
- ☐ 養殖ものである旨
- ☐ 養殖業者名
- ☐ 産地名（養殖場の地名）
- ☐ 出荷日（販売日等）

イ. タグ等※2により伝達する場合

- ☐ タグ等の番号やQRコード等

<伝票により伝達する場合の記載例>

①名称
②養殖ものである旨
⑤出荷日

出荷明細

●年●月●日
○○県○○市
(株)○○株式会社

●年●月●日 到着 ○○県○○産

箱番号	産地	重量	販売日	売重量	単位
1 2 3 4	○○県○○				
5 6 7 8	○○県○○				
合計	2 本	△ kg			

④産地名
③養殖業者名

<タグ等により伝達する場合の記載例>

売渡票

荷印 せりNo. コード No.○○

●年●月●日 ○○ ○○ 殿

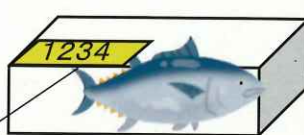
品名	規格・単位	個数	数量	単価	原産地	摘要
生本マグロ	○○	1	△ kg		○○	箱番号 1 2 3 4

○○株式会社

¥○○○○

担当

7234



伝票類に箱番号等を記載

② 取引記録の作成・保存

太平洋クロマグロ（30kg以上）を養殖した養殖業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について3年間記録を保存※1する必要があります。

ア. 伝票類により伝達する場合

- ☐ 名称
- ☐ 養殖ものである旨
- ☐ 養殖業者名
- ☐ 産地名（養殖場の地名）
- ☐ 出荷日（販売日等）
- ☐ 販売先等
- ☐ 出荷時の重量
- ☐ 種苗の陸揚げ日（30kg以上種苗の場合のみ）
- ☐ 種苗の重量（30kg以上種苗の場合のみ）

イ. タグ等※2により伝達する場合

- ☐ 名称
- ☐ 養殖ものである旨
- ☐ 養殖業者名
- ☐ 産地名（養殖場の地名）
- ☐ 出荷日（販売日等）
- ☐ 販売先等
- ☐ 出荷時の重量
- ☐ タグ等の番号やQRコード等
- ☐ 種苗の陸揚げ日（30kg以上種苗の場合のみ）
- ☐ 種苗の重量（30kg以上種苗の場合のみ）

※1 保存方法は、電子媒体であるか紙であるかは問いません。ブロック、フィレやサク等に解体して販売等する場合は、情報の伝達やその記録の作成・保存については不要です。

※2 現在箱番号等をすでに記載している場合には、それを含みます。

問合せ先

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室

☎ 03-3502-8111（内線：6847）

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 水産流通適正化法

